

三宅町入札参加資格停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町発注工事の適正な施工を確保するため、入札参加資格者の資格停止について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1)建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及びその他建設工事に関連する調査業務等をいう。

(2)入札参加資格者

三宅町契約規則（平成9年規則第8号）第3条及び第12条の規定による競争入札の参加資格を有する者をいう。

(3)町発注工事

三宅町が発注する建設工事等（三宅町が直接経費を負担する建設工事等を含む。）をいう。

(4)一般建設工事

町発注工事以外の建設工事等をいう。

(5)役員等

法人にあつては役員、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。

(6)使用人

入札参加資格者と雇用関係にある者で、前号に掲げる者以外の者をいう。

(7)入札参加資格者等

入札参加資格者、その役員等及び使用人をいう。

(8)資格停止

入札参加資格者が、別表第1から別表第3までの各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当する場合に、当該別表各号に定める期間、町発注工事の競争入札に参加させない措置をいう。

(9)暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(10) 暴力団員

暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(11) 不当介入

契約の履行に当たり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる行為をいう。

(資格停止)

第3条 町長は、入札参加資格者が措置要件のいずれかに該当するときは、当該措置要件について別表各号に定める期間の資格停止を当該入札参加資格者について行うものとする。

2 町長は、建設工事等の契約のため入札を行うに際し、前項の規定による資格停止を受けている入札参加資格者をこれに参加させてはならない。前項の規定により資格停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

3 資格停止の期間（連続する資格停止の期間がある場合にあっては、それらを合算した期間）は、36月を超えることができない。

(下請負人及び共同企業体に関する資格停止)

第4条 町長は、前条第1項の規定により元請負人に対して資格停止を行う場合において、当該資格停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人と同じ期間の資格停止を行うものとする。

2 町長は、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）が措置要件のいずれかに該当するときは、当該JVの構成員（明らかに当該資格停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、資格停止を行うものとする。

(資格停止期間の特例等)

第5条 入札参加資格者が一の事案により措置要件の二以上に該当したときは、これらの措置要件に係る資格停止の期間のうち、最も長い期間を適用する。

2 入札参加資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における資格停止の期間は、当該措置要件について別表各号に定める期間の2倍の期間とする。

(1) 談合情報を得た場合等で、当該入札参加資格者等から談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず（事情聴取で談合を否定したが誓約書の提出を拒否した場合を含む。）、当該事案について、別表第2第2号（独占禁止法違反）又は第3号（談合等）の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 別表第2第2号（独占禁止法違反）又は第3号（談合等）の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者等について、私的独占及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反に係る確定判決、排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は競争入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競争入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

(3) 別表第2第2号(独占禁止法違反)の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者等について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき(前二号に掲げる場合を除く。)

- 3 町長は、入札参加資格者等が措置要件のいずれかに該当することが判明した場合において、資格停止を決定する前に、さらに措置要件のいずれかに該当することが判明したときは、併せて資格停止を行うものとする。この場合における資格停止の期間は、該当する各資格停止の期間を合算したものとする。
- 4 町長は、入札参加資格者等が別表第2第2号(独占禁止法違反)の措置要件のいずれかに該当した場合であっても、課徴金減免制度が適用され、かつ、その事実が公表されたときの資格停止の期間については、当該制度の適用がなかったと想定した場合の別表各号に定める資格停止の期間に8分の1を乗じた期間とすることができる。
- 5 町長は、前項に規定する場合を除くほか、入札参加資格者について資格停止の決定前に情状酌量すべき特別の事由が明らかであるとき、又はその事由が資格停止の決定後明らかとなったときは、別表各号及び第1項から第3項までの規定により定めた資格停止の期間に2分の1を乗じた期間を資格停止の期間とすることができる。
- 6 町長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があると認めるとき、又は入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるときは、別表各号に定める資格停止の期間を2倍にした期間を資格停止の期間とすることができる。
- 7 第4項及び第5項の規定による期間の計算については、1月に満たない期間は1月を30日として計算し、1日に満たない端数を生じる場合はこの端数を切り捨てるものとする。
- 8 町長は、資格停止の期間中の入札参加資格者が、当該資格停止の原因となった事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたとき(当該資格停止の措置要件に該当することとなった事由が入札参加資格者等に係るものである場合にあっては、当該入札参加資格者等のいずれもが責めを負わないことが明らかになった場合に限る。)は、資格停止を解除するものとする。

(資格停止等の決定)

第6条 町長は、三宅町建設工事請負業者選定審査会(以下「選定審査会」という。)の議を経て、第3条第1項若しくは第4条の規定による資格停止、前条第1項から第7項までの規定による資格停止の期間の特例措置の適用又は前条第8項の規定による資格停止の解除を行うものとする。

(資格停止の承継)

第7条 資格停止の期間中の入札参加資格者から入札参加資格を承継する者は、資格停止措置も引継ぐものとする。

2 町長は、入札参加資格者から入札参加資格を承継する者がいる場合において、承継前1年以内に被承継人に生じた事実が措置要件に該当するときは、当該承継人に対して資格停止を行うものとする。

(資格停止の期間の始期)

第8条 資格停止の期間の始期（以下「始期」という。）は、資格停止の決定があった日とする。

2 前項の規定にかかわらず、資格停止の期間中に、再度、措置要件に該当した場合においては、再度の資格停止の始期は、当初の資格停止の期間満了の日の翌日とする。

(資格停止の通知)

第9条 町長は、資格停止を決定したときは、当該入札参加資格者に対しその旨を通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により資格停止を決定した旨の通知をする場合において、必要に応じ改善措置の報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 町長は、資格停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等やむを得ない事由があり、選定審査会で決定したときはこの限りではない。

(下請の制限)

第11条 町長は、資格停止の期間中の入札参加資格者が町発注工事を下請することを承認してはならない。

(資格停止に至らない事由に関する措置)

第12条 町長は、資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

別表第1 町内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>1 町発注工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>6月</p>
<p>(契約違反行為等)</p> <p>2 町発注工事の施工に当たり、前号に掲げる場合のほか、入札参加資格者の責めにより次のいずれかに該当し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 契約の解除があったとき</p> <p>(2) 2月以上の履行遅滞があったとき</p> <p>(3) 1月以上2月未満の履行遅滞があったとき</p> <p>(4) 1月未満の履行遅滞があったとき</p> <p>(5) 建設工事等の施工に当たり、次に掲げる場合において、正当な理由がなく、監督員、検査員、その他の町職員による改善の指示に従わないとき。</p> <p>ア 公害防止又は危険防止対策が不良である場合</p> <p>イ 工程管理、資材管理又は労務管理が不良である場合</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合のほか、建設工事等の施工について改善の必要があると認められる場合</p>	<p>6月</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>1月</p> <p>3月</p> <p>1月</p> <p>1月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>3 町発注工事の施工（単に工事現場のみに限定するものではなく、資機材、残土等の運搬中、あるいは土捨場、資材置場等における事故を含む。次号から第6号までにおいて同じ。）に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆（建設工事等の関係者以外の不特定の一般人をいう。次号において同じ。）に死亡者若しくは負傷者（治療（専ら治療に専念する期間をいい、経過観察期間は含まない。）1週間を超える期間の傷害を負った者をいう。以下この号において同じ。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。ただし、次の場合を除く（次号から第6号までにおいて同じ。）。</p> <p>ア 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合</p> <p>イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合</p>	

<p>なお、町発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者等（警察、労働基準監督署等を含む。）の調査結果により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合とする。</p>	
<p>(1) 死亡者を生じさせたとき</p>	<p>6月</p>
<p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき</p>	<p>3月</p>
<p>(3) 火災、水害その他（停電、電話回線切断等）により多大な損害を生じさせたとき</p>	<p>6月</p>
<p>4 一般建設工事を町内において施工を行うに当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは重傷者（治療4週間を超える期間の傷害を負った者をいう。以下この号、次号及び第6号において同じ。）を生じさせ、又は多大な損害を生じさせたと認められるとき。ただし、次のいずれかの場合に限る。</p>	
<p>ア 当該工事の入札参加資格者等が逮捕され、書類送検され、又は起訴された場合</p>	
<p>イ 発注者の措置及び公表された事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての請負人の責任が明白である場合</p>	
<p>(1) 死亡者を生じさせたとき</p>	
<p>(2) 重傷者を生じさせたとき</p>	<p>3月</p>
<p>(3) 火災、水害その他により多大な損害を生じさせたとき</p>	<p>2月</p>
<p></p>	<p>3月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p>	
<p>5 町発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等の関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	
<p>(1) 死亡者を生じさせたとき</p>	
<p>(2) 重傷者を生じさせたとき</p>	<p>2月</p>
<p></p>	<p>1月</p>
<p>6 一般建設工事を町内において施工を行うに当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等の関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき（別表第2第5号(4)に該当する場合を除く。）。</p>	
<p>(1) 死亡者を生じさせたとき</p>	<p>1月</p>
<p>(2) 重傷者を生じさせたとき</p>	<p>1月</p>

別表第2 不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 入札参加資格者等が贈賄罪の容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。ただし、次に掲げる区分による。</p> <p>(1) 町職員に対する贈賄</p> <p>(2) 県内の公務員に対する贈賄（(1)を除く）</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 入札参加資格者等が業務に関し、町発注工事において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 排除措置命令、課徴金納付命令又は審決があったとき</p> <p>(2) 逮捕若しくは書類送検され、又は公正取引委員会の告発があったとき</p> <p>(談合等)</p> <p>3 入札参加資格者等が、次に掲げる建設工事等に関して、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3（競争入札妨害罪又は談合罪）の被疑事実により逮捕され、書類送検され、若しくは起訴され、又は町が当該被疑事実を確認し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 町発注工事</p> <p>(2) 県内の建設工事等</p> <p>(虚偽記載)</p> <p>4 競争入札参加資格審査申請書等に虚偽の記載をし、又はこれを幫助したとして、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>5 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が、次のいずれかに該当し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められたとき。</p>	<p>2 4 月</p> <p>1 2 月</p> <p>1 8 月</p> <p>2 4 月</p> <p>2 4 月</p> <p>2 4 月</p> <p>6 月 (幫助は3月)</p>

(1) 入札参加資格者又はその役員等が、町発注工事に関して暴力行為を行い、逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。	1 2月
(2) 使用人が建設工事等に関して暴力行為を行い、逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。	9月
(3) 入札参加資格者等が、脱税行為により逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。	4月
(4) 入札参加資格者等が業務関連法令、労働者使用関連法令若しくは環境保全関連法令（業務関連法令とは、測量法、建築基準法等を、労働者使用関連法令とは、労働基準法、労働安全衛生法等を、環境保全関連法令とは、廃棄物処理及び清掃に関する法律、騒音規制法、振動規制法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等をいう。）又は刑法に重大な違反（当該法令違反により逮捕され、書類送検され、起訴され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいい、刑法にあっては、建設工事等の施工に当たり安全管理措置が不適切であったことによるものに限る。）をしたとき。	3月
(5) 入札参加資格者等が、入札に際し、入札心得に違反したとき。	2月
(6) 入札参加資格者等が、施工体制確認調査等契約締結前に行われる調査又は書類の提出を正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたとき（提出書類に虚偽の記載をした場合を含む。）。	3月
(7) 入札参加資格者等が、入札執行事務に関して秘密とされている情報を聞き出そうとしたとき（脅迫的言辞の有無を問わない。）。	6月
(8) 入札参加資格者が正当な理由なく落札決定後契約を締結しなかったとき。随意契約（不落における随意契約、プロポーザル方式を含む。）において、見積書を採用された場合その他契約準備段階に入ったと認められる場合に、正当な理由なく契約締結を拒否した場合も同様とする。	3月
6 入札参加資格者が違約金等町発注工事の契約に係る債務を滞納しているとき。	納付が確認されるまで
7 入札参加資格者等が、入札参加資格の確認若しくは現場施工状況の確認の目的で実施する立入調査又は建設業法に基づく立入調査を、正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたとき。	3月
8 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者又はその役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、書類送検され、若しくは起訴され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定	6月

<p>による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(経営不振)</p> <p>9 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者が破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の決定を受けたとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者が民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きを申し立てたとき。</p> <p>(4) 入札参加資格者が会社更生法(平成27年法律第172号)に基づく更生手続きを申し立てたとき。</p> <p>(その他)</p> <p>10 その他、選定審査会の議を経て、町長が資格停止を必要と認めたとき。</p>	<p>取引再開が確認されるまで</p> <p>破産手続廃止又は破産手続終結決定が確認されるまで</p> <p>再生計画の認可決定の確定が確認されるまで</p> <p>更生手続開始決定の確定が確認されるまで</p> <p>24月以内</p>
---	---

別表第3 暴力団排除に関する措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 入札参加資格者又はその役員等が暴力団員であると認められるとき。</p>	<p>改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月）</p>
<p>2 暴力団又は暴力団員が入札参加資格者の経営に実質的に関与しているとき。</p>	<p>改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月）</p>
<p>3 入札参加資格者又はその役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。</p>	<p>改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月）</p>
<p>4 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	<p>改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月）</p>

<p>5 第3号及び前号に掲げる場合のほか、入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月）</p>
<p>6 入札参加資格者が、町発注工事の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>12月</p>
<p>7 入札参加資格者が、町発注工事の契約に係る下請契約等に当たり、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、町長が当該入札参加資格者に対して当該下請契約等の解除を求め、当該入札参加資格者がこれに従わなかったとき。</p>	<p>12月</p>
<p>8 入札参加資格者が、町発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を町長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。</p>	<p>6月</p>